

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

石川国民年金 事案442

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から50年6月まで
婚姻(昭和50年7月)前の国民年金については、母親が加入手続をし、父親が町内会等の集金を通じて保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については申立人の父親が町内会等を通じて納付していたとしており、申立人自身はそれらに直接関与していない上、その両親も既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は現在も国民年金に未加入である上、昭和51年4月頃に申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号以外に申立人に別の記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間の国民年金保険料を納付することは困難であったと思われる。

さらに、申立期間当時に申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付が行われていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いほか、申立人の姉及び妹からも申立人の国民年金についての具体的な供述を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年2月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から59年2月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間①については、A事業所に勤務するため、昭和58年8月にB市からC市に転居し、C市役所において転入手続を行った際に、市職員の助言があり、国民年金の加入手続をしたと記憶している。

申立期間②については、生命保険に係る普通資格を取得するようD所長から指導を受け、E社（現在は、F社）G営業所に研修社員として入社し、同社の指導の下で、年金の加入と脱退の手続をしたと記憶している。

申立期間について、保険料に係る記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録に、昭和60年8月6日に納付書作成の記録があり、他に未納期間が存在しないことから申立期間①の分と考えられ、現年度納付されていなかったことが推測できる上、申立期間①は、C市に転居したことが戸籍の附票から確認できるが、年金手帳に記載が無いことからC市において国民年金の加入手続を行った形跡はうかがえない。

また、申立人について、C市役所は、申立期間①において国民健康保険への加入歴は無いと回答していることから、申立人が申立期間①の当初にC市において、国民年金の加入勧奨が行われることは考え難い。

申立期間②について、申立人は、ねんきん特別便の記録を見て申立てを行っており、申立人がE社に勤務した期間について二つの期間に分かれている理由については承知しておらず、保険料納付や加入手続など届出に関

する具体的な記憶はなく、申立人のオンライン記録及びC市の電算データにおいては、現在も未加入期間とされていることから、保険料納付は困難である。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 4 年 4 月から 7 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで
② 平成 4 年 4 月から 7 年 6 月まで

申立期間①については、昭和 58 年 5 月頃に国民年金に加入後、毎年、春頃に母が市役所で父母の分と併せて私の申請免除の手続を行ったはずであり、申立期間②については、平成 4 年 5 月に父の年金相談のため、私が A 社会保険事務所（当時）に訪問した際に申請免除の手続を行い、その後、毎年、免除の承認通知書が届いていたことを記憶しているので、申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 58 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、61 年 2 月頃であると推認され、申立内容と資格取得時期が一致しない上、納期限を経過した月の保険料は免除の承認を受けることができないことから、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点で申立期間のほとんどについて免除の承認を受けることは困難であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は毎年、国民年金保険料免除申請承認通知書が届いていたことを記憶していると述べているが、申立期間に係る B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申請免除の記録

が無く国民年金保険料免除申請承認通知書が作成された形跡も無い。

また、申立人は、平成4年度から9年度まで毎年、保険料の申請免除の手続きを行い、その後、金銭的な余裕ができたことから遡って納付可能な保険料として7年7月から9年3月までの免除対象期間の保険料を9年8月27日に納付したとしているが、免除対象期間の保険料を納付する場合は追納保険料として納付しなければならないところ、申立人から提出された領収証書によると、当該納付された保険料は未納期間に対する過年度保険料であることから、申立人の主張と相違しており、当該保険料を納付した当時から申立期間②は未納であったことが確認できる。

申立期間①及び②について、申請免除については、毎年手続きを行う必要がある、複数回にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申請免除していたことを示す関連資料（承認通知書等）を所持しておらず、ほかに当該期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで

当時、私は学生で国民年金に強制加入する必要は無かったが、両親が私の国民年金の保険料を私が20歳になった時から就職するまで納付していたと何回も繰り返し言っていたので、申立期間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった頃、その両親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたとしているが、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるところ、国民年金受付処理簿によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び納付を行っていたとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人の両親が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年2月まで
厚生年金保険から抜けたので、国民年金に加入しなければいけないと思ひ、退職してから手続したと思う。A市のアパートに一人暮らしだったので、私自身が加入手続に市役所に出向き、その場で保険料1か月分を支払ったことを覚えている。次回からは口座からの引き落としだったと思う。申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の番号のオンライン記録から、申立人が婚姻した時期に払い出されたことが確認できる上、婚姻した日を資格取得日として同日から国民年金第3号被保険者と届け出たことが年金手帳から確認できる。

また、申立期間及び20歳頃の学生であった期間と婚姻前の実家にいた期間は、現在も未加入期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

さらに、申立人は、市役所に出向き申立期間の国民年金の加入手続と同時に1か月分の保険料を納付したと主張しているが、納付した保険料額に覚えはなく、厚生年金保険加入時に交付された年金手帳に国民年金の記号番号の記載は無く、別の年金手帳を市役所から交付された覚えもないとしている。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 44 年 8 月まで
申立期間について、A社（現在は、B社）では給料の減額又は減棒処分を受けた記憶は無いにもかかわらず標準報酬月額が減ぜられている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年昇給していたにもかかわらず、標準報酬月額の記録が昭和 42 年 10 月に 5 万 2,000 円から 4 万 2,000 円に減額されることは無いと申し立てている。

しかし、A社の厚生年金被保険者名簿で申立人が記載されているページ及びその前後 5 ページに記載されている被保険者で申立期間も勤務していた被保険者の標準報酬月額の推移を確認したところ、22 人中 16 人が、昭和 42 年 10 月に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、申立人及び事情が聴取できた申立期間当時の同僚 7 人は、いずれも給与明細書を所持しておらず、報酬月額及び保険料控除額の実態を確認することができない。

さらに、B社も、当時の資料は無いと回答していることから、厚生年金保険の保険料控除額について確認することができない。

加えて、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており遡って訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。